

初期の日本学術会議と軍事研究問題

小沼通二（こぬまみちじ）

慶應義塾大学名誉教授

日本学術会議第8期（1969～1972）原子核特別委員会委員長

シンポジウム：科学者・技術者と軍事研究

——科学・技術と研究者倫理にかかわる諸問題の科学史的検討——

明治大学駿河台キャンパス・グローバルフロント1F多目的室

2016年12月11日 13:00～17:00のうち25分

1

はじめに

- 1949年1月の日本学術会議第1回総会 発足にあたる決意表明
- 「・・・**これまで我が国の科学者がとりきたった態度について強く反省**し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と**人類の福祉増進のため**に貢献せんことを誓う。・・・」
- 1985年まで、会員は登録された**有権者からの直接選挙**によって選出された。資格審査委員会に申請して認められたものが有権者になり、会員選挙の候補者にもなった。
- 第1回総会から、総会配布資料すべてと速記録を残す伝統が作られたので、今日でも当時の議論と経験を学ぶことができる。
- これらを知ることは、現在の学術会議における議論とこれからの態度の決定に対して有益であろう。

2

前史 戦時中の研究体制

- 文部大臣管理下の**学術研究会議**（1920年成立）、1943年に**科学研究動員委員会**設置。研究特別委員会「熱帯医学」、「音響兵器」、「航空燃料」、「国民総武装兵器」、「磁気兵器」、「電波兵器」、「噴射推進機」、「非常事態食料」など。
- 学界、国防界、産業界が協力一致して学術の振興を図り、国防の充実と産業発展を期するための**日本学術振興会**（1932年設立）
- 軍事中心・推進 研究者は、自由意思による参加・不参加でなく、少数の批判者、抵抗者以外は事実上の総動員体制

3

敗戦から日本学術会議成立へ

- 1946年6月 占領軍総司令部 経済科学局 科学技術部 ケリー基礎科学課長の勧めで**科学渉外連絡会**設立 占領軍と国内公私機関との連絡
- （1946年12月 工業技術渉外連絡会、農学渉外連絡会、1947年に医学渉外連絡会を設置）
- 占領軍の科学技術部は **学界の総意に基づく新体制を要望**
- 文部省と日本学士院、学術研究会議、日本学術振興会と科学渉外連絡会が協議して、1947年1月に学術研究体制世話人会を作り、1947年8月に**学術体制刷新委員会**を設立、ここが日本学術会議の成案を生み出した。
- **日本学術会議法**成立、1948年7月10日公布

4

日本学術会議法（1948年7月10日）

- 以下の前文と所轄・目的・職務は**今日まで変更なし**。
- 「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、**科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与すること**を使命とし、ここに設立される。」
- 「第1条 2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする」
- 「第2条 日本学術会議は、**わが国の科学者の内外に対する代表機関**として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。」
- 「第3条 日本学術会議は、**独立して**左の職務を行う。」

5

国連憲章と日本国憲法

- 1945年 **国連憲章**
- 目的：・・・**国際間の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって**且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること・・・
- 原則：・・・すべての加盟国は・・・**武力による威嚇又は武力の行使を・・・慎まなければならない**
- 1946年 **日本国憲法**公布
- 前文：・・・**政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し・・・全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する**
- 第9条（戦争放棄、戦力及び交戦権の否認）
- 第23条 学問の自由は、これを補償する。

6

ユネスコの社会科学者の声明（1948年7月）と 「戦争と平和に関する日本の科学者の声明」（1949年1

- 1.2 国連の専門機関ユネスコの「**戦争を引き起こす原因に関する8人の社会科学者の声明**」（1948年7月13、23日）
 - Ref. UNESCO/SS/TAIU/3、「世界」1949年1月号、3月号
- 1.3 日本の社会科学者・自然科学者50余名が1948年11～12月に7部会と総会（1948年12月12日）において行ったユネスコの「社会科学者の声明」の検討・討議と「**戦争と平和に関する日本の科学者の声明**」（1949年1月）
 - Ref. 「世界」1949年3月号 <全号特集>

7

第1期日本学術会議

- 1949年1月 第1回総会 「**日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明**」
 - これまでの科学者の態度の反省
- 1950年4月 第6回総会 「**戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明**」
 - 冷戦 朝鮮戦争直前
- 1950年8月警察予備隊設置 1952年保安隊に改組 1954年自衛隊に

8

第2期、第3、5期

- 1951 第8回総会 「科学を守るために戦争へのあらゆる準備に反対する声明」
(提案取り下げ)
- 第9回総会 「戦争から科学と人類をまもるための声明」 (否決)
- 第11回総会 「講和条約の調印に際しての声明」 (否決)
- 講和条約を前にして
- 1952 第13回総会 「憲法擁護声明」 (否決)
- 講和条約発効直前

- 1954 第17回総会 **「原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明」**
- 原子力研究・開発開始
- 1961 第34回総会 **「科学の国際協力についての日本学術会議の見解」** 声明
- 日米科学協力

9

第7期

- 1967年5月 第311回運営審議会 朝永振一郎会長見解 **「米軍資金導入は遺憾。再発防止対策を検討する」** を全会員に
- 1967年10月 第49回総会 **「軍事目的の科学研究を行わない声明」**
- 半導体国際会議ほか大学・研究機関に米軍資金

- その後 2015年になるまで総会で議論したことはない

- Ref.日本学術会議総会速記録、総会資料、運営審議会；福島要一『「学者の森」の四十年』上、下

10

科学者・技術者の役割

- 憲法に保障された学問の自由には責任が伴う 倫理に反する研究は含まれない
- 健全な科学・技術研究を進めること
- 後継者を養成すること
- 学生一般、社会人に対する科学・技術のリテラシーを普及すること
- 科学・技術と社会の関係に常に思いを巡らせること

11

現代への教訓

- **防衛力強化は、軍備拡充・増強の連鎖の一つ** 軍事大国と安心・安全な国は別
- 現代の戦争は、敗者・勝者と居住地が戦場になる市民、全世界に耐えられない被害を与える非人道行為
- **少子高齢化、巨額の赤字財政、国土狭隘の日本は、戦争ができない**
- 治安維持は警察の役割。警察に必要な装備は世界最強の兵器ではない。
- **他に脅威を与えないことが、脅威を受けない道** 全世界、特に近隣との友好を
- **変化は必ず起こる。機会を逃すな。**

12

終わりに

- 「駆けつけ警護」という世界に通じない名目を唱えて憲法違反の武力行使に踏み切り、「防衛装備移転三原則」によって武器輸出を原則にし、周辺国と武力対決を重ねているイスラエルとまで兵器開発の協力をする政権の下では、**1950年声明、1967年声明を堅持し、発展させる**ことが必要
- 日本学術会議の1950年声明、1967年声明の、名目だけでない継承を
- 防衛装備開発の第1歩に位置づけられ、防衛装備庁の科学者・技術者の下で進める「**安全保障技術研究推進制度**」を**大学・研究機関に持ち込むことは、大きなひずみをもたらす**
- 矛盾を含む社会のなかで、あいまいさ・例外がでることはやむを得ない
- 繰り返し議論していくことが、**風化・空洞化を防ぐ道**
- Ref.12月16日の「安全保障と学術に関する委員会」での小沼の説明（速記が出る）
- Ref.小沼通二：軍事研究に対する科学者の態度「科学」2016年10月号、11月号